

男鹿市告示第 1 1 4 号

男鹿市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等へ委任させた告示  
(令和 2 年男鹿市告示第 1 9 号) の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 9 月 2 6 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等へ委任させた告示  
の一部を改正する告示

男鹿市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等へ委任させた告示  
(令和 2 年男鹿市告示第 1 9 号) の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表					別表				
出納員を置く課等	会計管理者から委任される事務	出納員となる職員	分任出納員となる職員	現金取扱員となる職員	出納員を置く課等	会計管理者から委任される事務	出納員となる職員	分任出納員となる職員	現金取扱員となる職員
会計課	(略)				会計課	(略)			
企画政策課	(略)				企画政策課	(略)			
若美支所	(略)				若美支所	(略)			
地域コミュニティセンター	1 諸証明手数料の収納事務 2 家庭系一般廃棄物処理手数料の収納事務 3 市単独バス共通乗車券販売に伴う収納事務	企画政策課長	地域コミュニティセンターに属する職員(会計年度任用職員)	地域コミュニティセンターに属する会計年度任用職員	出張所	1 斎場使用料及び諸手数料の収納事務 2 家庭系一般廃棄物処理手数料の収納事務 3 市税その他の収納事務	企画政策課長	出張所に属する職員(会計年度任用職員を除く)	出張所に属する会計年度任用職員

改正後					改正前				
	4 コピー料金の収納事務		員を除く)			(前号に掲げるものを除く)			
総務課	1 地縁団体の認可に関する証明手数料の収納事務 2 情報公開及び個人情報保護に係るコピー料金の収納事務 3 審査請求に関する提出書類等の交付手数料の収納事務 4 地域コミュニティセンターからの現金輸送業務	総務課長	総務課に属する職員(会計年度任用職員を除く)	総務課に属する会計年度任用職員	総務課	1 地縁団体の認可に関する証明手数料の収納事務 2 情報公開及び個人情報保護に係るコピー料金の収納事務 3 審査請求に関する提出書類等の交付手数料の収納事務	総務課長	総務課に属する職員(会計年度任用職員を除く)	総務課に属する会計年度任用職員
財政課	1 財産収入の収納事務 2 庁舎及び法定外公共用財産使用料の収納事務 3 電気使用料等の収納事務	財政課長	財政課に属する職員(会計年度任用職員を除く)	財政課に属する会計年度任用職員	財政課	1 財産収入の収納事務 2 庁舎及び法定外公共用財産使用料の収納事務 3 電気使用料等の収納事務 4 各出張所からの現金輸送業務	財政課長	財政課に属する職員(会計年度任用職員を除く)	財政課に属する会計年度任用職員

改正後				改正前			
税務課	(略)			税務課	(略)		
～若美				～若美			
コミュ				コミュ			
ニテイ				ニテイ			
センター				センター			
ー				ー			
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。							

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。